

脱炭素成長型経済構造移行推進機構業務方法書

〔 令和 6 年 6 月 2 1 日 経済産業大臣認可 2 0 2 4 0 6 2 0 産第 2 号
令和 7 年 6 月 3 0 日 経済産業大臣認可 2 0 2 5 0 6 2 6 G 第 1 号 〕

令和 6 年 6 月 2 0 日
令和 6 年規程第 2 号
令和 7 年 6 月 2 5 日
令和 7 年規程第 4 8 号

目次

- 第一章 総則
- 第二章 運営委員会
- 第三章 理事会
- 第四章 債務保証等の業務
 - 第一節 対象事業活動を行う者の発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証
 - 第二節 対象事業活動に必要な資金の出資
 - 第三節 対象事業活動を行う者の発行する社債の引受け
 - 第四節 対象事業活動に関する専門家の派遣及び助言
 - 第五節 対象事業活動支援の決定、管理及び撤回
- 第五章 目的達成業務
- 第六章 その他の業務
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この業務方法書は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号。以下「法」という。）第五十六条第一項の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）の業務の方法を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第二条 機構は、法第二十条及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構定款（第四条第一項及び第五条第一項において「定款」という。）第一条の目的を達成するため、経済産業大臣の認可を受け

た予算、事業計画及び資金計画（当該予算、事業計画又は資金計画を変更した場合にあっては、変更後の予算、事業計画又は資金計画とする。）によるほか、法及び関係法令並びにこの業務方法書の定めるところに従い、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

（用語）

第三条 この業務方法書において使用する用語は、この業務方法書において特に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

第二章 運営委員会

（運営委員会の開催）

第四条 機構は、定款第十条に規定される事項の審議を行うために運営委員会を開催するものとする。

2 運営委員会の運営に関し必要な事項については、運営委員会規程で定めるものとする。

第三章 理事会

（理事会の開催）

第五条 機構は、定款第二十七条に規定される事項の審議を行うために理事会を開催するものとする。

2 理事会の運営に関し必要な事項については、理事会規程で定めるものとする。

第四章 債務保証等の業務

第一節 対象事業活動を行う者の発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証

（債務保証の対象）

第六条 機構は、対象事業活動を行う者の発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証（以下「債務保証」という。）を行うものとする。

（債務保証の対象となる対象事業活動の実施者）

第七条 債務保証の対象となる対象事業活動の実施者は、本邦法人その他債務保証規程に定めるものとする。

2 機構は、前項の規程を作成又は変更するときは、あらかじめ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。

(信用基金)

第八条 機構は、法第五十四条第一項第四号イ及びこれに附帯する業務に関する信用基金を設け、法第二十三条第三項後段の規定により政府が示した金額をもってこれに充てるものとする。

(債務保証の限度)

第九条 機構は、第六条の規定による保証に係る債務の現在額が法第二十三条第三項の規定により前条の信用基金に充てるべきものとして出資された金額及び次条の規定により増加又は減少した信用基金の額に十を乗じた額を超えることとなる場合には、新たに第六条の規定による保証を行わないものとする。

(信用基金の増減)

第十条 第八条の信用基金は、毎事業年度、第六条の規定による保証に係る債務の履行として当該事業年度に信用基金から支払った金額を減じ、当該事業年度における債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における信用基金の運用収入の金額の全部又は一部を加えることにより、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、増加し、又は減少することができる。ただし、当該事業年度の損益計算に際しては、当該事業年度前の損益計算に加えられなかった債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて取得した金額及び運用収入の金額がある場合には、これらの金額の全部又は一部を、当該事業年度の損益計算に加えることができる。

(保証割合)

第十一条 機構の第六条の規定による債務の保証割合は、債務保証規程に定めるものとする。

(保証料率)

第十二条 債務保証の保証料率は、保証料率に係る規程に定めるものとする。

2 機構は、前項の規程を作成又は変更するときは、あらかじめ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。

第二節 対象事業活動に必要な資金の出資

(出資の対象)

第十三条 機構は、対象事業活動に必要な資金の出資を行うものとする。

(出資の原資)

第十四条 機構は、その資本金のうち、政府以外の者による出資金については、法第五十四条第一項第八号ロに掲げる業務並びにこれに附帯する業務に充てないものとする。

(出資の限度額)

第十五条 機構の出資の限度額は、出資規程に定めるものとする。

2 機構は、前項の出資規程を作成又は変更するときは、あらかじめ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。

(出資の相手方)

第十六条 機構の出資の相手方は、本邦法人その他出資規程に定めるものとする。

第三節 対象事業活動を行う者の発行する社債の引受け

(社債の引受けの対象)

第十七条 機構は、対象事業活動を行う者の発行する社債の引受けを行うものとする。

(社債の引受けの原資)

第十八条 機構は、その資本金のうち、政府以外の者による出資金については、法第五十四条第一項第四号ハに掲げる業務並びにこれに附帯する業務に充てないものとする。

(社債の引受けの相手方)

第十九条 機構の社債の引受けの相手方は、本邦法人その他社債引受規程に定めるものとする。

2 機構は、前項の社債引受規程を作成又は変更するときは、あらかじめ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。

第四節 対象事業活動に関する専門家の派遣及び助言

(対象事業活動に関する専門家の派遣及び助言)

第二十条 機構は、対象事業活動に関する専門家の派遣及び助言を行うものとする。

第五節 対象事業活動支援の決定、管理及び撤回

(対象事業活動支援の決定及び管理)

第二十一条 機構は、対象事業活動支援を行うときは、あらかじめ、脱炭素成長型経済構造移行推進機構金融支援業務に関する支援基準（法第五十四条第一項に規定する「支援基準」をいう。）に従って、その対象となる事業者及び当該対象事業活動の内容を決定するものとする。

2 機構は、対象事業活動支援を行うかどうかを決定するときは、あらかじめ、経済産業大臣にそ

の旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、対象事業活動支援に係る債務の保証をする額等が脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（令和五年政令第三百七十九号）で定める場合は、この限りでない。

- 3 機構は、前項ただし書に規定する場合において、対象事業活動支援を行う旨の決定を行ったときは、速やかに、経済産業大臣にその旨及びその内容を報告するものとする。
- 4 機構は、対象事業活動支援を行うと決定した案件を、別に定めるところにより、適切に管理するものとする。

（対象事業活動の支援決定の撤回）

第二十二條 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、対象事業活動支援の決定を撤回するものとする。

- 一 対象事業活動支援の対象である事業者が対象事業活動を行わないとき。
 - 二 対象事業活動支援の対象である事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。
- 2 機構は、前項の規定により対象事業活動支援の決定を撤回したときは、直ちに、当該対象事業活動支援の対象である事業者に対し、その旨を通知するものとする。

第五章 目的達成業務

（目的達成業務）

第二十三條 第四章に掲げる業務のほか、その目的を達成するために必要な業務として経済産業大臣の認可を受けた業務を行うものとする。

第六章 その他の業務

（業務の委託）

第二十四條 機構は、法第五十五条の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受けて、法第五十四条第一項各号に掲げる業務の一部を委託することができる。

（受託者の選定）

第二十五條 機構は、その業務の一部を委託しようとするときは、当該委託する業務（以下この条及び次条において「委託業務」という。）を遂行するのに十分な能力を有する者の中から、委託業務の内容、実施方法、実施期間、経済性等を考慮し、最も適当と認められる者を受託者として選定するものとする。

（契約の方法）

第二十六条 機構は、受託者と業務の委託の契約をするときは、委託業務についての内容、実施方法、実施期間、契約金額、支払方法、契約の変更及び解除の条件、委託業務完了の認定方法、その他業務の委託に必要な事項を記載した契約書によりこれを締結するものとする。

（競争入札その他契約に関する基本方針）

第二十七条 機構は、その業務の公共性に鑑み、売買、貸借、請負その他の調達契約を締結するに当たっては、公正性及び透明性の確保を図らなければならない。

2 物品又は役務の調達手続その他については、財務及び会計に関する規程で定める。

（業務の受託）

第二十八条 機構は、法第五十四条に掲げる業務の範囲内において、国の行政機関から業務を受託することができる。

2 機構は、前項の規定により業務を受託しようとするときは、機構に業務を委託しようとする者と受託契約を締結するものとする。

3 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 業務の目的及び期間
- 二 業務の概要
- 三 業務に係る経費
- 四 知的財産権の取扱い
- 五 その他必要な事項

（情報公開）

第二十九条 機構は、業務内容や組織・業務運営の状況を積極的に国民に明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）に基づき、必要な情報を公開するものとする。

（評価）

第三十条 機構は、業務の効率的、効果的实施に資するため、事業の進捗状況に合わせた適切な時期に業務の実績の評価を行うものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、外部の有識者の意見を聴取するよう努めるものとする。

3 機構は、評価の結果を事業報告書に記載するとともに、機構の業務運営に適切に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（令和六年六月二十一日）から施行する。

2 機構は、法附則第六条の別に法律で定める日の前日までの間は、第二十四条の規定の適用については、同条中「法第五十四条第一項各号」とあるのは、「法第五十四条第一項第四号」とし、第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「法第五十四条」とあるのは、「法第五十四条第

一項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）並びに第二項」とする。

附 則（令和 7 年規程第 4 8 号）

- 1 この業務方法書の変更は、経済産業大臣の認可を受け、令和八年四月一日から施行する。ただし、この業務方法書の変更による改正後の脱炭素成長型経済構造移行推進機構業務方法書（次条において「新業務方法書」という。）第十条の規定は、経済産業大臣の認可を受け、令和七年七月一日から施行する。
- 2 新業務方法書第一条に規定する脱炭素成長型経済構造移行推進機構（次項において「機構」という。）は、前項本文に規定する施行の日前においても、令和七年七月一日から、脱炭素成長型経済構造移行推進機構定款の一部を改正する規程（令和 7 年規程第 4 7 号）の変更による改正後の脱炭素成長型経済構造移行推進機構定款第三十条第一項第一号、第四号から第七号まで及び第十号（同項第一号及び第四号から第七号までに係る部分に限る。）に掲げる業務の実施のために必要な準備行為をすることができる。
- 3 機構は、脱炭素成長型経済構造移行推進機構定款の一部を改正する規程（令和 7 年規程第 4 7 号）の変更による変更前の脱炭素成長型経済構造移行推進機構定款第三十条第一項第四号の規定に基づき、附則第一項本文に規定する施行の日前においても、令和七年七月一日から、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する投資その他の事業活動に関する調査等を行うことができる。